

23/6/15 古屋市議会財政福祉委員会

名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし

委員長 吉田茂（自民・港区）： それではただいまから財政福祉委員会を開会いたします。

この場合、本本日の案件に入ります前に、委員の皆様申し上げます。

当委員会における委員間討議についてであります。ご要望があった場合には、委員の皆様の多いご意見をお聞きした上で、だんだん実施してまいりたいと存じますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは本日のこれより本日の案件に入ります。

本日の案件は、健康福祉局関係で、障害者差別に関係する法令等の基本的な考え方についてであります。それではまず、当局の説明を求めます。

平松健康福祉局長： はい、おはようございます。

本日、所管事務調査としてお願いしては、障害者差別に関係する法令等の基本的な考え方についてでございます。

6月3日に観光文化交流局により開催されました名古屋城バリアフリーに関する市民討論会での差別発言などについてはあってはならないことであり、差別発言を受けた障害当事者のお気持ちは察するに余りあるものでございます。

また、討論会への参加者をはじめ多くの方々に、不快な思いをさせ、抱かさせてしまいましたことは、大変遺憾であり、障害者差別の解消を所管する健康福祉局として、心より、およびお詫び申し上げます。

本市では、これまで、障害を理由とする差別の解消に取り組んでまいりましたが、今なお障害に対する障害者に対する差別や偏見があり、障害者の自立や、社会参加が妨げられております。

これまで以上に障害者差別解消に取り組んでいく決意でございます。

本日は、市民討論会に関連して、障害者差別に関係する法令などの基本的な考え方についてご説明をさせていただきたいと存じます。

詳細につきましては総務課長からご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

大塚総務課長： それではお手元の財政福祉委員会説明資料、障害者差別に関係する法令等の基本的な考え方についてをご覧ください。

6月3日に開催されました、名古屋城バリアフリーに関する市民討論会での差別発言に関しまして、障害者差別に関係する法令等の規定およびその基本的な考え方を説明させていただきます。

資料の1ページをお願いします。

1 関係する憲法および法令の規定の(1)日本国憲法第14条第1項は、全ての国民が法のもとに平等であり、差別されないといった一般的な平等原則が規定されております。次に(2)障害者基本法第1条および第4条第1項でございます。

第1条は、法の目的といたしまして、全ての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、障害者があらゆる分野において、分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現のため、政策を推進することが規定されております。

また第4条第1項は、第1条の目的を達成するための基本原則の一つとして何人も障害者に対して、障害を理由として差別してはならないと規定されております。

次に(3)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第1条でございます。

この法律の目的といたしまして、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の差別の禁止を具体化するものとして、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項などを定めることにより、差別の解消を推進し、もって、全ての国民が相互に人格と個性を尊重しながら、共生する社会の実現に資することが規定されております。

2ページをお願いします。

2、名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の規定でございます。

この条例は、障害当事者や学識経験者等で構成する条例検討部会を立ち上げ検討を重ねつつ案を作成、平成30年11月定例会においてご議決をいただき、平成31年4月から施行しております。

まず前文では、この条例制定の趣旨といたしまして、今なお障害者に対する誤解や偏見等がある現状等を踏まえ、事業者および市民が一体となって、障害のある人もない人も誰もが等しく、基本的人権を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることができる街、名古屋を作るという決意を規定しております。

第3条では、障害を理由とする差別の解消の推進に係る基本理念といたしまして、全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることなどを規定しております。3ページをお願いします。

資料、上から三つ目の第5号では、障害を理由とする差別の解消に当たっては、差別する側と差別される側とに分け、相手方を一方的に非難し、または制裁を加えようとするものであってはならず、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすると規定しております。

この規定は条例案検討の際に、障害当事者などからいただいた意見を反映したものでございます。

次に第4条は、本市の責務といたしまして、基本理念にのっとり、障害および障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する政策を総合的かつ計画的に実施することなどを規定しております。

最後に第6条は、市民の責務といたしまして、基本理念に則り、障害および障害者に関する理解を深め、障害者が日常生活または社会生活において直面する課題について共に考え、解決を図り、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境作りに努めることなどを規定しております。以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

委員長 吉田茂(自民・港区)：それでは説明が終わりましたので、ご質疑等があればお許しいたします。岩本委員。

岩本たかひろ(自民・緑区)：冒頭、局長からお話もありましたか。

私もあってはならないことが起こってしまったまた多くの方に大変。

不快な思いをさせてしてしまった。

私も今日この委員会をやらなければいけないということは非常に残念に思っており質問させていただきますが、今回これ以上バリアフリーに関する市民討論会会場は中区役所の会議室で6月3日行われたとお伺いしておりますけども、これ私が例えばですよ。

参加をすればしたら、自分で行こうとすると、これ2時からスタートしてます。

そうすると車で行くか、それか地下鉄で行くか、どちらかになるのかなど。

そんなときに自分であればもうそう導線を気にすることなく、会場に緑区の事務所であれば、1時間もあれば行けるのかなという形で、この会場に向かうのかな。

今回、このバリアフリーということで考えると、今回車いすで参加をされた討論会の参加者が1名、お見えになったということで、そうすると、その方がどうやってこれ、どこにお住まいの方が私はわからないですけど、そうやって考えるとバスだとか、地下鉄を乗り継いで確か6階ですよ、会場へと向かわれそうすると、バスにしてもそうですし、地下鉄であれば交通局に連絡を入れて、何時の何両の地下鉄に乗りますのでってということで、この段差を解消するためにスロープつけていただいたり、少しお手伝いをいただいたりする。改札も例えば車椅子で通れるような改札口を探しながら、いろんなことを導線を考えながら気を使いながら時間をかけながら、この会場に向かわれたと思うんですよ想像すると。

非常にそのような形で向かわれてこのようなことが起こってしまったっていうのは市の今回のやり方に非常に私は、遺憾と思います。

で、その会場がわかればなんですけど、例えばこれ会議ってどのくらいかかったんですが2時スタートで。

担当主幹： 失礼いたします。

6月3日の討論会につきましては、14時開始ということで予定2時間というところで始まりましたがけれども、実際に終了したのは16時10分過ぎだったと記憶しております。

岩本たかひろ（自民・緑区）： そうすると、休憩があったのかどうかかわからないですがやはりそのバリアフリーの観点でいくと、やっぱり長時間に渡るので、例えば、その方がお手洗いに休憩があったと思うんですが、行きたいとなったときに、例えばこの会場のフロアにそういうバリアフリーに対するトイレとかあったんですか。

担当主幹： 失礼いたします。すいません、ちょっと先ほどの発言の16時10分過ぎということで2時間強かかったということでございます。

で当日の会場中区役所でございますの6階の会議室ということで、6階にはですねいわゆるバリアフリートイレというものは設置をされておられません。

岩本たかひろ（自民・緑区）： そうすると、やはり移動するのに当たっても、そこは配慮が名古屋市として欠けていたと思います。

で皆さんご存知の通り、例えば障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律ってところが、令和の3年の6月4日、これ改正をされ、来年いよいよ、4月1日から、公の施設だけではなく、民間の事業者の皆様にも、合理的配慮をお願いしますといった形で、これからいよいよ進めようとしているときに、名古屋市が、このような合理的配慮ができないようなことをやっている討論会っていうのは私は非常に違和感を感じます。

で質問を続けさせていただきますね。

今回の件、いろいろとマスコミさん等で報道されておりますけれども、差別、その障害者の差別ということで報道されておりますが、改めて確認をさせてください。

障害者差別とはこういった事例を示すんですか。確認です。

担当主幹： 障害者差別についてということでございます。お手元の資料本日、日本国憲法 14 条もつけさせていただきます。

まさにですね日本国憲法 14 条の法もとの平等の趣旨に反する基本的人権を侵害する行為ということでございまして、その禁止につきましては障害者基本法、それから障害者差別解消法に規定されているところでございます。

障害を理由として、障害者でない者と比べ不当な差別的取り扱いをすることということが、障害者差別というふうに認識をしております。

今回の件で申し上げますと差別発言というのは当然でございますけれども、一般的には、障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否するといったこともですね、障害者差別となると考えております。

岩本たかひろ（自民・緑区）： こちらの提出をいただいております資料にも記載をされている内容で、今回のこの討論会で起こってしまった事件ですよ。この中で起こってしまった先ほどお話しにいただいた中の中で当てはまる何が障害者差別に当たると、当局として考えています。

障害福祉部長： この討論会におきまして、そちらの車椅子の方という障害のある方とない方をまず分け隔てる発言がありました。

それから障害者がエレベーターの設置を求める意見を述べたことに対するわがまま、図々しい。

我慢せい。生まれながらにして不平等があって平等。

そんなお金がもったいないと思うけどねといった発言。

さらには身体的ハンディキャップへの差別表現もありました。

これらは全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という、障害者基本法および障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念に反すると考えており、またあのそれらの法の趣旨を踏まえて制定いたしました名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の全ての障害者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること、といった基本理念等にも反するものと考えております。

岩本たかひろ（自民・緑区）： どの部分が今回、当たるのかというところで、なかなか公の中で、表現ができない言葉もあったんですね。私もだから今この場では発言はできない。

身体的ハンディキャップへの差別表現。

非常に先ほども、その参加をしていただいた方の、この先ほど導線の話をしていただきましたけれども、いろんなことを考えながら自分の思いを、ということで、その会場へと足を運び、その中で、昨日の総務環境委員会も私傍聴してました。

その中で 36 対 1 だった。誰も声をかけていただけなかった、思うと、私も先ほど局長の冒頭の話。本当にどんな思いだったんだろうなと察するに余りありますよ。

そうそれで今回の件、明確な障害者差別であると思いますよ。

その点をもう一度確認させてください。

広松局長： 先ほど部長からもご答弁させていただきましたところにそういう形にはなります。

今回のあの討論会の中で、身体的なハンディキャップのご発言があったと、これは間違いなく差別でございます。もう一点、車椅子を使用して当日参加された、討論会に参加された方がその方に対してそちらの車椅子のまず障害のある状況を踏まえた区別をされた、先ほど部長の方からは、憲法をはじめ様々様々な法体系の中でのお話をさせていただきましたですけど、それぞれの法体系の大元はですね国連で採択がされております、日本も平成 26 年に批准しております障害者権利条約に遡ります。

その権利条約の中においては障害に基づく差別とは、障害に基づくあらゆる区別、排除または制限であって、人権および基本的自由を害し妨げる目的または効果を有するものというふうに定義されております。一番最初に定義の中で記載がされているのが区別です。障害のある人、障害のあることと障害がないことそういったことを踏まえて区別が始まりそこから差別が始まるということでございます。この定義に当てはめて今回の事例を検証しました。

私どもとしまして検証しましたが、それが最初の「そちらの車椅子の方」という表現の中から順次ご主義、ご主張が展開されてきて、わがまま、図々しい、我慢せいでというふうな部分に繋がったと考えております。こうしたことから、この部分に関しましても明確な障害者差別であったというふうには私共は考えております。以上でございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）： 本当に私もあの残念なことが起こったと思います。わがまま、図々しい、日頃から先ほどの移動するにあたって、そのようにお考えになられながらの今回の会場、討論会等参加をしている中で、その参加者発言された方を批判するつもりは私もないですけど、個人を特定して、ただ、そのような思いで来られた方にわがまま、図々しいというのはないと思います。そもそも健康福祉局は今回の件、いつ知りましたか、討論会開催について。

担当主幹： 6月3日の討論会につきましては、事前に観光文化交流局から実施をするということで情報提供がございましたので、名古屋城におけるバリアフリーの方針に関しまして、どのような議論が行われるのかということでバリアフリーの推進の部署でございますので、把握をしておきたいということで、障碍企画から職員が1名、当日傍聴の形で参加をしておりましたのでその時点で把握をさせていただきました。

岩本たかひろ（自民・緑区）： そうすると討論会に1名、参加を傍聴という形でされていたということは理解をしました。

事前とはいつ頃です。そのときに例えばこういうようなことが起こりうるということは十分に予知できたことだと思いますが、そのときに実際にやります、どのような観光文化交流局とやりとりがあった。

担当主幹： まず私どもの方に情報提供がございましたのが5月の12日でございます。

その際にはまず市民アンケートを既に実施をしたというご報告とあわせまして、6月3日に討論会を行うというご説明がございました。

その際には、市民討論会のも大まかな進行の想定につきましてご説明をいただきまして、その時点で何か意見があればというようなことは向こうから聞かれたというふうに記憶をしております。その際私どもといたしましては、いわゆる障害差別の解消法の趣旨とかバリアフリー法のことであるとかそういった説明は中ではきちんと行ってほしいということは申し上げましたけれども、いわゆ

るあの進行上の課題、想定される今回起きてしまったことのようなことが想定されるのではないかと、いったやりとりについては行われませんでした。

岩本たかひろ（自民・緑区）： そうすると今回のことは想定ができなかったと。リスクマネジメントができてなかったということていいんです。

担当主幹： 失礼いたします。当日の5月12日の打ち合わせにおきましては私の方もまたそこを思い至らず、また観光文化交流局の方からもそういったことについての、何て言いますか説明や助言を求めるといようなことはなかったということでございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）： 全くもって駄目ですよ。健康福祉部これを聞くと非常にどうなのかなとも思いますけど、当日会場にお見えになったというところで、今回のことが起こったときに止められる状況だったんです。止めないといけなかったと思うんですが、どうです。

担当主幹： 当日私の方が参加をしておりました。そのときの状況を少し申し上げますと、市民の方々が座られた席の後方に関係者席というのが設けられておまして、その関係者席の中に私一席いただきましたけれども、そのときの座っている場所といたしましては、市長、副市長が1列目に座られておまして、私はちょっと3列目に一席いただいております。私の前後隣にもですね、市の職員の方が何名か座っておられたのではないかと、これはあの推察をいたします。

当日こういった発言があったことにつきましては、私ははっきりと差別用語についてもあの認識をいたしましたし、また全体として大変不適切な発言であるという認識はその場で持ちました。

本当にまずそのときの私の気持ちといたしましては大変悲しい気持ちになりましたのと、またやはりこのような発言がなされていいのかということについてはですね、怒りの感情というものもあつたかと記憶をしておりますけれども、結果としましては発言の制止ですとか、事後のフォローといったことについては私はできませんでした。

今私障害者差別解消の所管の本当に主幹という職員で今役職をいただいております。

本当に大変反省をしておまして、今後同様の場面においては、しかるべき対応ができるように改めて勉強をしてまいりたいと思っております。

岩本たかひろ（自民・緑区）： なかなかその市長がいて、副市長がいて、局長がいて、やっぱり、立場のなんていう言葉を使えばいいか上の者というがいたときに、なかなか本来だったら行かないといけないところを、行けなかったっていうその場もわかりますが、だからこそ私は市長や副市長はしっかりしないといけなかったと思いますよ。そこは大いなる反省だと思いますよ。

二度と起こさないためにも、で、私これまでもこういった討論会ってのは非常に違和感あるんですけど、市民アンケートを取ってきたことっていうのは、今までもいくつかこの名古屋城に関してあったんですよ。

過去を思い返すと、平成の26年か。

25年度、26年の2月に開催をされているネットモニターアンケート。

これサンプル数500ぐらいなんですけども、このときにもアンケートを行って、このときは確かサンプル数が少ないからなあっていうようなところでお話をいただき、いろいろと名古屋市民の精神的な基柱であるお城。二度と焼失をしない、だから鉄筋鉄骨だ。皆さんの市民の皆様から、ご寄

附をいただいて作られたお城なので、やはりここは、やっぱり名古屋市民の多くの皆様のお声を聞かないといけないよというところで、2万人の本当にアンケートを取った記憶をしています。私もその時当時経済水道委員会のメンバーだったので記憶をしております。資料もありました。そのときにこの2万人アンケートを取るときにも、所管事務調査を委員会で行ってるんですよ。その委員会で行って、どんなアンケートにするのか中身も委員会で議論してるんですよ。確かそのアンケートをどうするか、年度が変わって4月でしたよ、4月に同じ案件で3回所管事務調査やってますからね。

そう言って、議会にも説明をして、丁寧に行っていく。

そしてこれまでも、このバリアフリーについて関係の方々とは何度も意見を交わしてきたにもかかわらず、今回のこの私、開催をされたこの市民討論会は非常に違和感があります。

アンケート取ってるんですよ。そっからアンケートをとって集められて、そこで、討論会というのもどうなのかなと思いつながら名前も。そこでやはり賛否のあることですからね、きちっとそこは、行政側が対応ができるような体制をとって行うのがしかるべきだと思います。

なぜこのアンケートを取ったにもかかわらず、討論会まで行う必要があったのか。

そして結果、市民の分断を招く。このような非常に皆様にも悲しい思いをさせて傷つけてしまった。私はこの討論会自体が不適切だったと考えていますが、どのようにお考えですか。

障害福祉部長： 今回の討論会に関しまして、またアンケート調査をやるということに関しまして、私もやることになったという結果についてのご相談でございました。

今回の討論会につきましては、市として、差別用語を含めて、障害者の人権への配慮に欠け発言を速やかに制止できなかったこと。制止が難しい場合でも発言が不適切な発言を控えるように注意喚起が行われなかったこと、さらに不適切な発言の対応ができなかったこと。

不快な思いをさせてしまったことについて、主催者として謝罪すべきだったがそれができなかったことにつきまして討論会の運営上、問題があったと認識しております。

名古屋城のバリアフリーというテーマの討論会でごさいます、事前のアンケート結果の結果をおそらく主催者側はご存知だったかと思っておりますので、

そういった点からも忠実な復元を求める方と、エレベーターの設置を求める方で意見が相当対立するということは想定される中での会でごさいます、差別に繋がる発言がなされる可能性も想像できていたのではないかと考えます。

こうした状況の中で討論会を開始いたしまして、結果として、委員ご指摘の状況を招いてしまったということでありまして、問題があった場合の対処方法について、事前にしっかりと考えておくなど準備が不十分なまま、討論会を開催したことについては不適切であったと考えております。

岩本たかひろ（自民・緑区）： 準備が不十分であった私もそう思いますが、昨日の総務環境の中でスポーツ市民局の中で、私はだから先ほどもお話をさせていただいた今まで丁寧に進めてきて、一つずつやってきたはずだったにもかかわらず、計画が優先したが上に、スポーツ市民局の昨日の議論では人権がないがしろにされた。

この健康福祉局で言うと、計画がこれは皆さんにお話することはないのかもしれないけど、バリアフリーがないがしろにされたと思うんですよ。

そんな中で不十分だったってということでお話をされておりますけども、私は今一度、聞きます。

もう不十分だったということではなく、私は討論会自体が不適切であったのではないかとお尋ねをしております。

今一度、局としてどのようにお考えですか。お願いします。

平松局長： まず、あの当日ですね私どもの担当主幹がこの検討会に出席をいたしておりました中におきまして、こうしたことが起こってしまったことにつきまして大変申し訳なく思っております。今お尋ねの件でございます。

今回の討論会の状況をですね、私もあの画像と音声の部分、あるいは文字で起こされたものを拝見したり、読んだりしております。そうした中において実は当事者の方のご発言はですね最初に武将隊のお姿をした方がご紹介してるときには、付加設備の方針についてご意見を頂戴しております。外付けのエレベーターは計画していませんかというこういう問いかけの中で始まります。その車椅子を使用して参加をされた発言者の方は史実に忠実にこしらえるという話、それは反対していませんよ。あるいは外付けで中身を傷つけない、外から渡り廊下で上がれるような、そういったものを後で付けるとか、そういったことをしてもらわないと、さらにですねこういうふうにするというのをきちっと、パワースーツがどうか、VR、あのねとかいうな中で、ご意見をおっしゃっておられまして、一番最後の結びの言葉は、私の意見ですとおっしゃっておられます。

この意味は、この方がですね、ご自身の意見、思いとしておっしゃった。で、そこから全体の中で障害差別こうしたことが生じているのではないかということを感じております。

そこから考えた中ででございますけれども、私自身の思うところでもございますけれども、検討会全体が不適切かというお尋ねの部分ですが、そこに関してはさすがに全体が不適切かということはなかなか申し上げられないかなというふうに思いますけれども、結果として検討会が不適切な状況になってしまったのではないかというふうに考えております。以上でございます。

平松局長： すいません、訂正させていただきます。

今、あの検討会で申し上げたのは私の間違いでございまして、討論会でございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）： 討論会、様々なその中でもご意見があったのかなと思いますよ。名古屋城の全体整備のことも含めながらのご発言があったのかなあ。ただ、やはり準備が不十分だったし、配慮に欠けて合理的配慮に欠けているところもあったし拙速だし、今までやってきたことを踏まえて考えると、私はこの討論会は不適切だったと考えております。

今回いろいろとこのように事件ですよ。

これがこのようなことが起こってしまって、例えば市役所に対してどのような反応があるんですか。例えば、以前金メダル事件があったときに非常に大きな市民の皆様からお問い合わせをいただきました。

その中で今回はどの程度あったのかわかれば教えてください。

総務課長： 失礼いたします。

今回の件につきまして市民から寄せられた意見ということでお答えいたします。

6月5日から6月12日までの時点でございますが、電話、それから、FAXと市民の声として受け付けた件数としては92件でございます。



岩本たかひろ（自民・緑区）： ありがとうございます。

この数字が多いのか少ないのかってというのは置いておきながら、やはり今回のことは二度と起こさないということで、市全体で取り組む取り組んでいかないといけないと思います。

健康福祉局として、今回所管事務を行っております障害者の差別をなくすためにどのような政策を展開していくのかってというのが大事なことだと考えております。今までやってきた中で健康福祉部として、この経営障害者差別をなくすための取り組み、施策、実績などがあれば教えてください。

担当主幹： 失礼いたします。これまで健康福祉局として障害者差別解消に向け展開した政策でございますけれどもまずはですね、障害者本人やその家族事業者などから障害者差別に関する相談を受けまして、関係機関と連携しながら、調整などを行いまして事案の解決を図る専門機関、障害者差別相談センターをですね運営をしております。こちら例えば相談状況を申し上げますと、令和4年度で210件のご相談をいただいたところでございます。

また障害者差別の解消に向けまして、有識者や関係機関、障害当事者に参加をいただいて様々な協議を行う障害者差別解消支援会議というものも行ってございます。これ年3回程度でございますが、開催をして、関係者間で情報共有などを図らせていただいております。

その他市民向けの広報啓発といたしまして、障害の特性や障害のある人が困っていること、具体的なサポートの方法を知っていただき、理解を深めていただくためのアニメーション動画ですとかガイドブックの活用、さらには学校や企業団体などにですね、当事者も含めた講師を派遣をいたしまして、実体験を通じた学びの機会を提供させていただく障害者理解に関する講師派遣事業、こういったものも実施をしております。

ちなみに講師派遣事業につきましては、昨年度は78回派遣実績があったとこういった状況でございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）： 相談を受けるところ、あとは会議を行ったり普及啓発、広報啓発を行っていただいておりますということを今、お話をいただいておりますけれども、二度と起こさないということが大前提ですね。

この健康福祉局だけじゃ起こさないために、具体的な取り組みを各局と連携をしながら進めていく必要があると思いますよ。

でどのような対応を行っていくのか教えてください。

障害福祉部長： 今回、差別事例が発生しましたことは、私どもの力不足であると非常に反省をいたしております。職員の障害者差別に関する理解が不足していたこと、それから今回のような事態が起きたときに具体的な行動ができるような仕組みも不足していたと考えております。加えて市民の皆様へも障害や障害社に対する理解をより一層深めていく必要があると認識しております。

まずは、具体的にということですが障害者差別の解消に向けた意識を職員に再度徹底してもらう必要があります、12日には副市長をトップとする障害者差別解消庁内推進会議を開催していただきまして、これが観光文化交流局だけの問題ではなく、市職員全体の問題、意識をすることによって自分ごととして捉えていただくよう再度認識していただき、適切な対応を図るよう、徹底を依頼したところでございます。また障害者差別に関する職員向けの研修につきましては、関係局とも調整いたしまして、早急に実施してまいりますとともに、職員が今後同様な場面でしかるべき対応が取れるように名古屋市職員対応要領も改正を検討していきたいというふうに考えております。

加えて本市の障害者差別解消条例につきましても今回の件を踏まえまして必要な改正を検討していく必要があると強く意識しておりまして、明日16日に開催されます障害者施策推進協議会におきましてもご意見を頂戴しながら、改正の検討してまいりたいと考えております。その他広く市民の皆様へ障害や障害のある方の理解を一層促進することで、障害者差別の解消に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岩本たかひろ（自民・緑区）： いろいろと具体的なお話の中で職員さんの要領のお話にも触れていただいておりますが、昨日もスポーツ市民局では、条例を新たに県では作られてるんですね、名古屋市で作るんだったら本市で作るんだたらどのような形にしていくのかっていうところは、きちんと丁寧に進めながら、各局連携をして、なんでしようけども、ここに今回のことが記載をされてたら対応ができたのかっていうところは文章だけではなくというところを感じます。ただやはり、一番、変わらなければならないのは認識を改めなければならないやっぱ、やはりトップだと思いますよ、市長にしても、副市長にしても。私、観光文化交流局って、新しく出来た中で、以前私がいたときは、平成27年ちょうど2万人アンケートをやったときは、市民経済局っていうところも入ってたんでね、それで経済水道委員会だったわけですよ。元々切り離れて今スポーツ市民局ってありますけど人権を所管するところが。本来一つとなっていた経済水道委員会で市民経済局も含まれていたこの観光文化交流局ってどうなんだろうなって思いますよね、このやり方が。そこはきちんと反省をして反省をするだけじゃ駄目ですよ。二度と起こさないために、観光文化交流局だけじゃなく、市長、担当の副市長を含め、やらないといけないと思いますよ、二度と起こさないために。その中で最後、局として聞きます。その信頼を取り戻すというような言葉で片付けてはいけないんですけども、二度とこのようなことを起こさないためにも、どのようなことをこれから局として、やっていかれるのか、最後お聞かせください。

平松局長： 二度と起こさないためにというご質問を頂きました。私自身が今回の事例を、繰り返し映像や文字で見るとはですね、本当に残念で本当に悲しくそういう思い出でいっぱいです。先ほどの冒頭で、岩本委員からもお話がありました障害のある方々というのは様々ほんとに困難があります。

会場にお越しいただくにあたってですけども、2時開始ということだったわけですけども、地下鉄で来られた場合、栄の駅ではおそらく3回エレベーターに乗らないと地上に上がれないとおもいます。私どもであれば中日ビルが一番近いところですよ、階段から会場に向かうことができるわけですけど、車いすを使用されている方についてはそれが叶いません。この会議の中の発言で我慢せいという言葉がでてきます。当事者の方は本当に我慢、我慢なんですよ。日々の生活なの一つとっても我慢。

その中において我慢せいという言葉が浴びせられてたときのあの気持ちはほんとに察するにあまりあるんです。先ほど委員からも文章だけ文字だけではいけないといただきました。こうした部分というのはこの障害当事者の話し合いをしたりだとか、接する中で教えていただくことが多々あります。私自身もそういう中でこの障害者差別とか人権的な感覚を本当に教えていただいたという思いがいっぱいです。

名古屋市は以前から障害者施策が非常に充実した都市ですが、そこに今もあることができるのは障害当事者の方々やご家族、そうした方々との対話の中で培われたものもいっぱいあります。こうした部分も含めまして健康福祉局はもとより、関係局そして市全体の中で今回の事件を二度と起こさ

ないと決意もとで、障害者差別の解消にしっかりと取り組んで参りたいというふうを考えおります。以上です。

おか千恵（公明・中村区）： 岩本委員のお話と重なるところがあるかもしれませんが、お尋ねをさせていただきます。

この市の職員の対応についてこれまで研修とをなされてきたというふうにおっしゃいましたけれども、周知するという点に関してまたきちんと浸透していたのでしょうか。

そのあたりをどのようにお考えか、教えていただきたいと思えます。

担当主幹： 市職員へのですねこういった障害者差別解消を全体に周知ということでお尋ねをいただきました。

私共といたしましては先ほど少し岩本委員からもご紹介いただきましたけれども市の職員が傷害差別解消の趣旨をきちんと理解をして、障害のある方に対して適切に対応できるようにですね、基本的事項を定めた対応要領というものを作成しております。そちらにつきましては今ご案内いただいたように市の内部の研修などで周知を図っていたところなんですけれども、今回このようなことが起きたということでございます。

このことにつきまして本当に障害者差別に関する周知が不足をしていたということでございますので大変重く受け止めております。

私どもも本量力不足ということでもまずは真摯に反省をいたしまして、また今後ですね二度と繰り返さないためにということで傷害差別の解消の推進に向けまして改めてあの取り組みを進めて参りたいと考えているところでございます。

おか千恵（公明・中村区）： 我が会派でも、名古屋市職員対応要領が全ての職場で遵守されるよう、各局への周知とう徹底すること、これまでも求めてきたところでありますこれもこれまで共生社会の実現を一貫して進めてきた公明党としましても、今回の名古屋バリアフリーに関する市民討論会の件はとても残念に思います。

本市の障害者政策を所轄する健康福祉局におかれましては、障害者差別解消法および同推進条例の趣旨である、障害の有無に関わらず、誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現について改めて市民に対し浸透を図っていただきますとともに、各局に対してもしっかりと周知していただきますよう意見を申し上げます。

岡田ゆき子（共産・北区）： 今回の討論の中身については、私ども観光文化交流局をお願いをしてDVDを借りてみせていただきました。非常に差別的な発言はショックでしたし、車いすの男性の発言が終わった後、暴言を浴びせられるんだけどもそれに対して、声は小さいけども、一生懸命そうじゃないってことを発言されているのがかすかに聞こえたりして、そうしたことが市の施設を整備することに巡ってね起きた。市民を分断させるようなことが起きたと。

いうことで、聞いていて吐き気をもよおすようなもので時々制止しながら聞いたんですけど、二度とあってはならないことだし、非常に重大で深刻な問題で健常者だからわからないってことじゃないし、エレベーターいらないうって障害者だってもちろんいると思うけれども、それぞれの意見を対立させてしまったということ。それも市の事業においてねそういう場面を作ってしまったっていうのは、私は本当に大いに反省しなければ、障害者が立ち直れないと思うんですね。その画像の

中で、対応がほとんどされずに最後に市長が熱い討論でよかったと笑みを浮かべているのはもう本当に目を伏せたくなるようなところでね、その市長のもとで、本当にバリアフリー対応というけれども、取ってつけたようなものに本当に感じられてしまうと非常に残念でしかたがないと思います。今回の人権軽視の発言が飛び出した背景っていうのは、これに限ってはやっぱり木造の復元に関して、河村市長が本物復元ということにね、非常にこだわっている中で、差別発言が障害者に浴びせられるということが起きたんじゃないかなというふうに思っています。

日本が批准した障害者権利条約っていうのは本当に国際的な水準で、締約国は障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権および基本的自由を完全に実現することを確保し、および促進することを約束するというものなんです。

これが今のどんなことがあっても、国際水準になって、それに近づけるのが日本の責任、政府の責任であり、名古屋市の責任だと思うんです。

この趣旨を踏まえてね、2011年に改正された障害者基本法も今回もね、見直しされますけども、資料のところに書いてありましたけれども、何人も障害者に対して障害を理由に差別してはならない。権利利益を侵害してはならないということなんです。

で、健康福祉部の担当の方もその場で聞かれたし局長さんもビビリ、聞かれたというんだけど、そのお前が我慢せいと凶々しいという言葉もね、言った。

本当に障害者マイノリティを排除する言葉なんですよね、本当にこれ差別的発言に当たると思うんだけど、その仕切りっていうのはどういうふうに考えてみえるのかなあと、こうした発言が出るのはなぜなのか。名古屋市が作った条例に照らしてね再度ですけどもちょっと説明をしていただきたい。

担当主幹： 失礼いたします。

まずこのたびの討論会における発言の部分の認識改めてお尋ねをいただきました。

繰り返しになりまして恐縮ですけれども、私共といたしましては、まず討論会におきまして、そちらの車椅子の方という障害のある方とないかと分け隔てる発言があったと。その他障害者の方がエレベーターの設置を求める意見を述べたことに対する我慢、凶々しい我慢せいと発言さらに身体的ハンディキャップへの差別発言があったということで身体的ハンディキャップの差別発言について差別用語であると。

またそれ以外の文脈につきましては、お手元の資料で申し上げますと様々な差別解消法ですとか、障害者基本法ですね、障害者が全ての国民がですね障害の有無に関わらず等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されることや、障害の有無によって分け隔てることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するといった、こういった法律の理念に反しているとそういったものという認識を持っております。

またこうした発言が出るのはなぜかということにつきましては、今の障害者基本法、障害者差別解消法、こういったものに基づいて私どもも市の条例を作っております条例にも同様にですね、前文におきまして、やはり、障害のある人もない人も誰もが等しく、基本的人権を有するかけがえのない個人としてお互いを思いやる気持ちを持ちながら心して共に生きることができるまちというものを目指して条例作ったというところでございますけれども、今回のようなことが無作為抽出の市民の中から発言が出たということでございますのでこれについては私どものこういった障害理解の促進の部分が不足をしていたのではないかなというふうに認識をしているところでございます。

おか千恵（公明・中村区）： 名古屋市の条例を作るときに非常に時間をかけて障害者の意見を聞いて作られたという経過がね、私も聞きしているところですし、最初に総務局長を証明書総務課長がね、ご説明されたんだけど、その三条の（5）っていうのは障害者からね。御意見が上がり、できた項目なんですよ。

今回のようなことが起きてはならないっていうことを想定した上で、どうしてやって言葉を入れていってかかっていうところを考えながら、相手方を一方的に非難し、また制裁を加えようとするものであったならず、当事者間の建設的な対話をする相互理解を基本とするんだというところ、私は非常に血のにじむ出るような思いで作ったと思うんですね。

だからそれに沿って、やっぱり市の事業がどうあるべきかっていうのを、コロナのことで私も言いましたけれどもやっぱり障害者って特別に配慮しなければならない。

国なんですよどんなに誰もが平等にっていうことのためにどれだけ声を発しなければ、そこに向かえないかっていうことをいくつもいくつも経験してのその支援者であるんですよ。

だからいろんな、あの今回のことに限らず、名古屋市の事業に、そうしたエネルギーがちゃんと位置づけられてるかそういうのは私は健康福祉局がそこあの肝に座ってね。

やっていただかなきゃいけないことだなというふうに思います。

あともう一つ危惧してるのは、今回 DVD すぐに配信後ストップしたということではありますが、あのテレビでも報道放映されてるし、ああいう映像やっぱりたくさんの方が見えていらっしゃる。

その影響というのは大きいですよ、名古屋で収まる話ではないので、本当に日本だけでなく世界中がこの歴史的な建造物くるっていうことに関して何が起きてるかっていうのを知るようになると思う。

だから今後については、先ほど部長が職員に対しての研修と条例の改正も含めてっておっしゃったけれども、やっぱり何が起きたのかっていう検証なしにはね、できないと思う。それは、あそこにいた当事者だけではなく、広くそれによって影響を受けた。

違ういと想定をして、きっちり何が起きたのか。

ということをね、検証していただきたいと思うんですが、そこはどうですか。

担当主幹： このたび今回の件についての検証ということでございます。

そこにつきましては全く同じ考えでございまして、今後このような事態が起きないようにきちんと検証していく必要があると考えております。

私どももいたしましたはずはですね、明日 16 日に障害当事者や学識経験者、障害福祉事業従事者等が参加をいたします障害政策推進協議会というものがございまして、当然その場でこの問題について議論や検証を行ってまいりたいと思っております。そういったものを行った上で、関係局とも議論を行いまして、必要なですね対応について取り組んでまいりたいと考えております。

おか千恵（公明・中村区）： はい終わりますけれども、この問題はあの河村市長が主導でやると言って進んできたものであって、だけどバリアフリー、今の現代のね、水準に合わせたものってやっぱり、当然求められることだしそれに応えなきゃいけない。私自身ね、そのエレベーターをつけるかつかないかっていう議論、本当にあの二つの議論があるんだけど、やっぱり元に戻してですね、木造復元自体、両者が平等にその歴史的な建造物をして見れるにはどうしたらいいか。

中を内覧するものなのか、観光施設にするのか、文化施設として見るのかそういう議論からね戻さなきゃいけないというふうに思うんですね。これはもう観文の議題にはなってくるんですけども、そ

こにもぜひ障害者差別である健康福祉局、人権の問題だったら健康福祉だと思えるのでよだから、そういう立場できちっと見定めていただきたいと強く要望したいと思います。以上です。

伊神邦彦（自民・千種区）： ちょっとだけね。

まず昨日の新聞かな中日さん。「市長ドタキャンため息」ってこの見出しで、入ってない。

その中に、河村市長が13日夕、報道陣の取材に応じ「出席するつもりだったが、健康福祉局から、私達が話すことになってるのでご遠慮くださいと言われて、出なかった」と記事があるけど、これ本当？

平松局長： 今のご記事についてご説明さしあげます。市長にですね、私どもでというお話をさしあげたのは事実です。

その前提なんですけれども、団体様の方からは当日私どもの障害部長にですね、要望書を渡したいというお話がございました。それを市長のところに、本日の委員会についての調整にはいったときにですね申し上げたところ、市長さんとしては当初はご自身が行かれないという思いがあったともお聞きしておりますけれども、それであれば健康福祉部の方でという話とともに、私が出れないということを、団体の方にもしっかりとお伝えしてほしいとこういうお話をうけ承りました。一方で観光文化交流局さんの方からは、団体の方に当日、市長が11時半ごろ出てこられるというお話があったと連絡がされていたということでして、その辺りが情報が私どもしっかりと共有されていませんことから、当日、さきほどの新聞報道にあったような状況が生じて誠に申し訳なくおもっております。また障害当事者の方々にも直接、市長とお会いいただいて意見を言っていただく場を結果としてはですね、失くすことにもなってしまったことは申し訳なく思っております。以上です。

伊神邦彦（自民・千種区）： そうすると、この記事はちょっと違うということに考えればいいですか。この「市長ドタキャンため息」とこれは見出しが大きいだけで、現実には今、局長さんがお話されたように事前にも話があって、局内のすれ違いがあったとこういうことですね。

平松局長： はい、見出しに関しての部分、なかなか私自身がどういうふう判断していいのかわかりかねますけど、事実としまして先ほど説明した通りでございます。以上でございます。

伊神邦彦（自民・千種区）： わかりました。

それはもう一つ、健康福祉局としての意見を聞きたいんですが、これ新聞記事なんですけども、朝日新聞さんかな、「差別発言問題、市長謝罪」とあるんですが、この囲み記事でね、行政のトップは直ちに非難をっていう囲みがあるんですね。

これ何書いてあるかという、討論会は、市の主催で、市民に差別的発言がなされた場合、市民の権利を守るために、市職員が直ちに制止し発言を非難する必要がある。

特にトップである市長は、強い非難のメッセージを発するべきだとあるんです。

私もそう思うんですよ。ここまで市長は発言者に対して何らか非難されておられますか。

平松局長： 今の6月6日付の朝日新聞の記事の囲みの部分だと存じます。市長が非難のメッセージをというふうについては、大変恐縮でございますけれども、健康福祉局として全体を今、把握をしておりますことから、お答えしかねるところでございます。

伊神邦彦（自民・千種区）：これがね、市長の対応態度だろう、考え方だろうと思うのね。やっぱり、いろいろとお詫びはされとる。お詫びされてる対象は、差別を受けた方であって本来なら差別をしたのは名古屋市じゃなくて発言された方なんだよね、その方がきちっとお詫びをするべきで、そういったことを、市はやっぱり市民にこれ知らせる必要が僕はあると思う。そういう意味でも、やっぱり市長トップが、もしくは、健康福祉局がこのことに対して強いメッセージを僕は出すべきだと思う。

強い非難メッセージを出すことによって、名古屋市は、あなたたちのことをちゃんと見てますよ。あなたたちと寄り添っていますよ。こういうイメージにもなるんだと僕は思うのね。

これやっぱり被害者救済という意味から、観点からすると、健康福祉局の問題になるのかなという気がするんですが、こういうメッセージを出すべきだと僕は思いますが、そのことについて、健康福祉局はどんなお考えをお持ちですか。

広松局長：今の強いメッセージをとということで健康福祉局ということでお尋ねをいただいております。市長さんにおかれては発言が聞こえなかったということも聞いておりますけれども、今回の事例に関しまして、差別だったなっていうことはご認識を十分いただいているものと考えております。そうした中において、健康福祉局が障害者差別の所管局であることとございますので、今委員からおっしゃられています事項につきまして、まず明日ですね、障害当事者の方、団体の方が多数ご参加いただきます障害者施策推進協議会というそうした場はじめ様々の場におきまして、しっかりと私どもの反省やあるいは今後の決意的なものを含めたものを発信してまいりたいというふうに思っております。

伊神邦彦（自民・千種区）：今後の反省等に意見を述べたいということですが、やっぱりここはね、まさに被害を受けた方と、その方の被害ですね、何やっぱりいくらかでも早く回復できるようにする一つの有様として、それは絶対にいけないってことを、これ非難をするのがやっぱりこれも健康福祉局の役割じゃないかな、市長が言えないのらいえないで結構ですわ、ああいう人だから。でも少なくとも健康福祉局が、やっぱりこれきちっとその方にお詫びをすると同時に、発言者に対して、それは絶対いけないことなんだっていう非難をこれ私はすべきだと思います。ぜひこれはね。局長さん、お願いしたい。

それでなければ、差別発言を受けた方は救われない。

そこだけ一つ、本当によろしく願いして、発言を終わります。

委員長 吉田茂（自民・港区）：他よろしいでしょうか。

他にないようでございます以上で本件を終了いたします。

本日の予定は以上でありますこれにて本日の委員会を散会いたします。